

提 言 書

気仙沼市新庁舎建設基本構想について

令和元年12月26日

気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議

目 次

はじめに.....	1
第 1 章 新庁舎建設における検討の経緯について.....	2
(1) 気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議の目的.....	2
(2) 有識者会議における検討の流れ.....	2
第 2 章 基本理念・基本方針について.....	4
(1) 基本理念	4
(2) 庁舎位置の基本方針.....	4
(3) 庁舎機能・性能の基本方針.....	5
第 3 章 建設候補地の検討について.....	7
(1) 建設可能地の抽出.....	7
(2) 建設候補地の比較評価結果.....	8
第 4 章 新庁舎の機能・性能の検討について.....	10
第 5 章 新庁舎建設に当たっての配慮事項.....	16
(1) 新庁舎の規模.....	16
(2) 事業費・事業手法等.....	16
第 6 章 気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議委員名簿	17

はじめに

気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議(以下、「有識者会議」という。)は、平成30年11月11日付けの菅原市長の依頼により、気仙沼市新庁舎建設基本構想の策定に有識者等の意見を反映させるため設置されました。

本有識者会議は、現庁舎における課題の整理、新庁舎の必要性、新庁舎の基本理念、庁舎位置の基本方針、庁舎機能・性能の基本方針など、前提となる基本的な考え方を検討・整理した上で、建設候補地の選定、導入する機能・性能、適正な庁舎規模、建設に向けての事業手法など基本構想の内容について、これまで計7回に渡り議論を重ねてきました。

本提言書は、有識者会議においてこれまで議論してきた意見等を集約し、新庁舎の基本理念・基本方針、建設候補地、及びその他必要な事項に関し提言するものです。

今後、気仙沼市新庁舎建設について、より具体的な検討を行う際には、本提言の内容を踏まえ、東日本大震災を経験した気仙沼市だからこそ、新庁舎が災害時でも市民の安全・安心な生活を守れる拠点となるとともに、人口減少が進む中ですが、いまの市民、これから社会を担う若者たち、そして、未来の子供たちにとっても、利便性が高く、まちのシンボルとして誇りと愛着が持たれ、さらに、まちづくりにも貢献できるような新庁舎の整備が推進されることを望みます。

令和元年12月26日

気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議

第1章 新庁舎建設における検討の経緯について

(1) 気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議の目的

気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議（以下、「有識者会議」という。）は、学識経験者を含む有識者や市民団体代表者ら委員10人によって構成され、気仙沼市新庁舎建設基本構想の策定に必要な事項について、様々な視点から調査・検討を行い、その検討成果を市長に提言することを目的として設置されたものです。

(2) 有識者会議における検討の流れ

現庁舎は耐震基準を満たしていないことに加え、老朽化も進み安全性が確保されておらず、市庁舎の防災拠点機能や行政運営の効率化、市民の利便性の向上の観点から、平成28年3月に修正した新市建設計画及び新市基本計画、さらには第2次気仙沼市総合計画においても主要事業として新庁舎の整備があげられています。

以上のことを踏まえ、新市建設計画の最終年度である令和7年度の完成・供用開始を目標として、気仙沼市新庁舎建設基本構想の策定に着手し必要な事項についてこれまで審議をしてまいりました。

有識者会議の具体的な検討経緯は以下のとおりです。

第1回 平成30年11月11日

- 現庁舎の現状と課題の整理
- 候補地の選定方法の検討
- 候補地の選定エリアの検討 ほか

第2回 平成31年2月3日

- 新庁舎建設の基本方針の検討
- 新庁舎に導入する機能・性能の検討
- 建設可能地の検討（4箇所）
- 市民との意見交換等について
- 新庁舎に入る部署について ほか

第3回 平成31年4月26日

- 建設可能地の現地調査（4箇所）
- 新庁舎建設の基本理念・基本方針の検討
- 新庁舎に導入する機能・性能の検討
- 想定規模の算定
- 建設可能地の検討（2箇所）
- 候補地選定の評価項目、評価方法の検討
- 市民との意見交換会等について ほか

第4回 令和元年5月31日

- 新庁舎建設の基本理念・基本方針の検討
- 建設可能地の抽出（3箇所を抽出）
- 候補地選定の評価項目・評価方法の検討
- 市民との意見交換会等について ほか

第5回 令和元年7月7日

- 新庁舎建設の基本理念・基本方針の整理
- 候補地選定の評価項目・評価方法の検討・確認
- 市民との意見交換会等について（実施内容の検討） ほか

※市主催「新庁舎建設基本構想策定に向けた市民との意見交換会」へ出席

開催日：令和元年8月25日

- 基本理念・基本方針について
- 新庁舎に求める機能・性能と規模について
- 建設候補地の選定について

第6回 令和元年11月2日

- 建設候補地の選定について
・3候補地の比較評価

第7回 令和元年12月7日

- 建設候補地の選定について
・比較評価のまとめ（総合評価）
- 新庁舎に導入する機能・性能の確認
- 事業手法について
- 基本構想（最終案）の確認 ほか

第2章 基本理念・基本方針について

本有識者会議では、基本理念・基本方針について、以下のとおり整理しました。

基本理念

- 誰にもやさしく開かれた庁舎
- 防災機能の充実と連携強化
- 行政運営の進化への対応

庁舎位置の基本方針

【基本方針1】市民が利用しやすい位置

市庁舎は多くの市民等が利用する施設であることから、自動車や公共交通機関（路線バス・BRT など）によるアクセスのしやすさやその可能性について考慮するとともに、近隣からの徒歩や自転車などでのアクセスも考慮した、誰もが行きやすく、利用しやすい位置とすること。

【基本方針2】防災上の安全性が高く、防災上の連携を考慮した位置

市庁舎は市全体の中心的な防災拠点として機能する必要があることから、自然災害（津波、洪水、土砂災害など）の影響を最小限に抑えることができるとともに、他の防災拠点（防災センター、防災物資配送地など）との連携がしやすい位置とすること。

【基本方針3】市全体のまちづくりを考慮した位置

市庁舎は市の中心施設のひとつであることから、市の現在の状況を踏まえ、将来を見据えた、市全体のまちづくりにも貢献できるよう、市の主要施設や周辺商店街等との連携により、市民の利便性やまちのにぎわいの創出が期待される位置とすること。

【基本方針4】事業の経済性等を考慮した位置

市庁舎の整備は市の財政に与える影響が大きいことから、新庁舎の建設費だけではなく、既存建物の解体費や移転費用等も含めた総事業費をできるだけ抑えるとともに、現庁舎が古く耐震補強もされていない状況から、できるだけ早く整備を完了することが可能な位置とすること。

庁舎機能・性能の基本方針

【基本方針1】 市民の利便性の向上や協働空間を提供する庁舎

市民の利用が多い届出、申請等において、行革による簡素化を目指すとともに、総合窓口を設置、ワンストップ化を推進し市民サービスの向上を目指すこと。

また、市民が集い、憩い、まちづくりやコミュニティ活動などにも活用できる空間や場を提供すること。併せて、将来の利用目的の変化にも柔軟に対応できる工夫を施した設計とすること。

《基本的機能》

- 総合窓口等による市民サービスの向上
- 利用者の動線に配慮した配置
- 窓口や相談室等のプライバシー機能の確保
- 市政やまちづくりに関する情報発信機能の充実
- 市民の協働・コミュニティ活動などの利活用スペースの確保
- 市民が気軽に立ち寄れる施設機能の充実と空間の確保
- 利便性に配慮した、駐車場・駐輪場等の確保

【基本方針2】 誰にでもやさしいユニバーサルデザインの庁舎

高齢者や障がい者、小さな子供を連れた親子、外国人など、様々な人が利用することを視野に入れ、誰にでもわかりやすく、使いやすい施設としてユニバーサルデザインを導入するなど、利用者の視点に立ったやさしい庁舎を目指すこと。

《基本的機能》

- 高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化
- 誰にでもやさしいユニバーサルデザインの導入

【基本方針3】 市民の安全・安心を支える防災機能が充実した庁舎

耐震性を確保し、安心して利用できる建物とするとともに、災害発生時には、災害対策活動の中核として、市民の生活を守り、迅速な支援や復旧活動等を行うことができる様々な機能を備えた、安全・安心な庁舎を目指すこと。

《基本的機能》

- 高い耐震性能の確保
- 災害対策本部機能の充実
- 庁舎のライフラインの維持
- 災害時にも業務が継続できる機能の確保

【基本方針4】 環境にやさしくランニングコストを考慮した庁舎

省エネ、創エネ（太陽光発電等）、自然エネルギー（自然採光、自然通風等）、省資源等について、可能な限り取り入れるとともに、維持管理がしやすい構造や材料の導入などにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を目指すこと。

《基本的機能》

- 省エネ・創エネなどによるグリーン庁舎の推進
- 環境負荷の低い建築材料等の使用
- 建設・運営管理・解体に至るまでのコスト低減への配慮

【基本方針5】機能的で効率的な行政機能を実現する庁舎

適正な執務空間の確保や、今後の行政需要の多様化や社会情勢の変化、進化する情報通信技術等、様々な変化に対応可能な設備や空間を導入し、機能的で効率的な柔軟性の高い行政機能を兼ね備えた庁舎を目指すこと。

《基本的機能》

- 執務室のオープフロア方式とフレキシブルな執務空間の導入
- 進化するICT（情報通信技術）機能への対応
- 多様な用途に対応した会議・打合せスペースの確保
- 議会の施設機能の充実
- 書庫・倉庫機能の適切な配置
- 福利厚生機能の充実
- 執務室のセキュリティ対策

第3章 建設候補地の検討について

(1) 建設可能地の抽出

本有識者会議では、庁舎位置の基本方針を第2章に示したように整理し、それを踏まえて具体的な建設候補地の選定について検討を重ねてきました。

庁舎の位置については、地方自治法において、「地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と定められています。

本有識者会議においては、初めに、市町合併後の唐桑・本吉地域も含む市全域から、建設可能な土地を抽出することとし、以下5つの前提条件を設定し、「現在地（市役所）」「旧市立病院跡地」「気仙沼公園」の3箇所を建設可能地として抽出しました。

《 建設可能地抽出の前提条件 》

- ① 敷地面積1ヘクタール以上
- ② 公有地（用地費が掛からないもの）
- ③ 用途地域内
- ④ 人口重心5キロメートル圏内
- ⑤ 市災害危険区域外（津波）

《 建設可能地として抽出された3箇所 》

現在地（市役所）
（八日町一丁目1-1）
敷地面積 10,105 m²

旧市立病院跡地
（田中184）
敷地面積 19,781 m²

気仙沼公園
（笹が陣107他）
敷地面積 13,820 m²

(2) 建設候補地の比較評価結果

建設候補地については、本庁舎が気仙沼市の中核的な施設となることを踏まえ、立地上の利便性のみならず、様々な要因から比較検討を行う必要があります。

そのため、本有識者会議では、庁舎位置の基本方針に基づき評価項目を定め、3箇所の候補地の状況を整理するとともに比較評価を行いました。

庁舎位置の基本方針	評価項目及び内容
1 市民が利用しやすい位置	・自動車（バイク含む）でのアクセス（※） （道路ネットワーク、到達時間について）
	・自動車（バイク含む）でのアクセス（※） （十分な駐車場確保について）
	・路線バス・乗合タクシーでのアクセス
	・BRT（JR）でのアクセス
	・徒歩や自転車でのアクセス
2 防災上の安全性が高く、 防災上の連携を考慮した位置	・津波浸水区域を避けているか（※）
	・洪水想定区域の指定を受けていないか（※）
	・土砂災害警戒区域等の指定を受けていないか（※）
	・他の防災拠点からのアクセスの確保（市の防災拠点として機能するため、自然災害が発生した場合でも他の防災拠点と連携できる位置か）（※）
3 市全体のまちづくりを 考慮した位置	・市全体のまちづくりへの貢献（市民の利便性やまちなぎわいの創出）（※）
4 事業の経済性等を 考慮した位置	・建設費や解体費・移転費等の抑制（※）
	・早期に整備を完了することが可能な位置か

（※）「市民との意見交換会」「アンケート」「全市民への意見の募集」の結果を踏まえ、※を付けて示した『重点項目』を設定した上で比較評価を行いました。

このような検討の結果、「気仙沼公園」については、都市公園（近隣公園）を廃止することは法令やその運用面から難しいこと、廃止する場合にはその誘致距離の中に同規模の代替公園を確保しなければならないがその適地が見当たらないこと、代替公園を整備するには用地取得や補償費、工事費などが発生すること、さらには用地取得や補償にかかる交渉などにも時間を相当数要することが考えられるため、建設候補地としては妥当ではないと判断しました。

そこで、残る「現位置（市役所）」及び「旧市立病院跡地」の2箇所についての比較評価を行った結果、次表のとおり、「方針1：市民の利便性関連」、「方針2：防災関連」、「方針4：事業費関連」については、各方針のそれぞれの評価項目について、「旧市立病院跡地」のほうが「現位置」より優位であるか、あるいは同等であると判断され、「現位置」の方が優位であるとの項目はありませんでした。したがって、「方針1、方針2、方針4」についてまとめると、これら方針については「旧市立病院跡地」のほうが優位であるとの判断に至りました。

一方、「方針3：まちづくり関連」については、市全体のまちづくりに役立つ位置について委員の中で「現位置」と「旧市立病院跡地」のどちらかが優位かについて意見が

分されました。さらに、新庁舎が市全体のまちづくりにどのように役立つかは、新庁舎周辺のまちづくり、選定されなかった敷地利用、そして、それらと市全体のまちづくりとの関係に依存しますが、これらについての計画を現時点では市は総合的に提示することができない状況であり、本有識者会議がこれらの計画を想定して判断することは役割と能力を越えるとの認識で一致しました。

そして、本有識者会議において、「方針1・2・3・4」は全て重要と捉えた上で、「方針1・2・4」は「旧市立病院跡地」が優位、「方針3」のまちづくりに関しては判断が困難だが全体として敷地選定の結論を出すべき、との意見と、方針3について判断が困難である以上、敷地選定の結論は出さず、判断は市に委ねたい、という意見とが出されました。

それら意見を踏まえ、総合的に議論した結果、一部の委員から異論はありましたが、本有識者会議として最終結論を以下のとおり「条件」を付して取りまとめました。

<結論>

- 「方針1・2・4」は、「旧市立病院跡地」が優位である。
- 「方針3」は、今後のまちづくりを考える上でそれぞれ可能性が認められ、どちらが優位かは判断が困難である。

そして、「方針1・2・3・4」は全て重要と捉えて総合的に判断し、本有識者会議としての建設候補地は「旧市立病院跡地」が妥当と考える。

ただし、「旧市立病院跡地」を選定する条件として、『今後、現在の市役所の跡地や周辺の活用について、内湾との関係、市全体との関係を踏まえた計画をつくり、しっかりと対応すること。』を付記する。

《 現位置と旧市立病院跡地の比較表（要約版） 》

庁舎位置の基本方針	評価項目	現位置	旧市立病院跡地	気仙沼公園
1 市民が利用しやすい位置	自動車でのアクセス (道路ネットワーク、到達時間について)	△	○	×
	自動車でのアクセス (十分な駐車場確保について)	△	○	△
	路線バス・乗合タクシーでのアクセス	○	○	×
	BRT (JR) でのアクセス	△	○	△
	徒歩や自転車でのアクセス	△	△	×
2 防災上の安全性が高く、防災上の連携を考慮した位置	津波浸水区域を避けているか	△	○	○
	洪水想定区域の指定を受けていないか	○	○	○
	土砂災害警戒区域等の指定を受けていないか	△	○	○
3 市全体のまちづくりを考慮した位置	他の防災拠点からのアクセスの確保 (市の防災拠点として機能するため、自然災害が発生した場合でも他の防災拠点と連携できる位置か)	△	○	×
	市全体のまちづくりへの貢献 (市民の利便性やまちのにぎわいの創出)	○	○	△
4 事業の経済性等を考慮した位置	建設費や解体費・移転費等の抑制	△	○	×
	早期に整備を完了することが可能な位置か	△	△	×

 市民との意見交換会、アンケートや市民意見の募集において意見の多かった項目

第4章 新庁舎の機能・性能の検討について

本有識者会議では、庁舎機能・性能の基本方針を第2章に示したように整理し、それを踏まえ、事務局から提示された新庁舎が備えるべき機能・性能案について検討を重ねました。

以下の内容がその成果であり、本有識者会議として妥当と判断しました。

新庁舎建設に当たっては、これらを踏まえ、次世代の将来負担に配慮しながら、適正な事業規模内において、最大の機能・性能が発揮される新庁舎となるよう努めてください。

(※以下が、新庁舎の機能・性能として、第2章を踏まえて、事務局が提示した案に対して、有識者会議での議論や意見を反映し、事務局が取りまとめたものです。)

新庁舎の機能・性能について

基本理念及び庁舎機能・性能の基本方針を実現し、市民が誇りを持てる新庁舎とするために、新庁舎が備えるべき機能・性能について整理します。また、新庁舎建設に当たっては、次世代の将来負担の低減に配慮しながら、適正な事業規模内において、最大の機能・性能が発揮される新庁舎を目指します。

なお、人口減少やICTの進化、さらには持続可能性のための環境対策の必要性の高まりなどの社会変化や市民ニーズを適切に捉え、各段階において適宜見直しを行いながら進めるものとします。

基本方針1 市民の利便性の向上や協働空間を提供する庁舎

市民の利用が多い届出、申請等において、行革による簡素化を目指すとともに、総合窓口を設置、ワンストップ化を推進し市民サービスの向上を目指します。

また、市民が集い、憩い、まちづくりやコミュニティ活動などにも活用できる空間や場を提供します。併せて、将来の利用目的の変化にも柔軟に対応できる工夫を施した設計とします。

(1) 総合窓口等による市民サービスの向上

- 総合窓口の導入によるワンストップ化を推進するとともに、出来るだけワンフロアでの対応とし、市民サービスの向上を図ります。
- 案内モニターや音声案内、総合受付等の導入や、明快な動線の確保など、市民がわかりやすく便利な窓口とします。
- 誰もが使いやすい窓口とするため、基本的にローカウンターを採用します。



ワンフロアに配置された総合窓口
(宮古市役所／岩手県)

(2) 利用者の動線に配慮した配置

- 市民利用の多い部署については低層階に集約し、可能な限り近接させるなど来庁者の視点に立った配置とします。

(3) 窓口や相談室等のプライバシー機能の確保

- 窓口カウンターへの仕切りやパーテーションの設置などにより、来庁者のプライバシーに配慮します。
- 相談室等は、プライバシーを守りながらも明るく開放的なイメージとします。

(4) 市政やまちづくりに関する情報発信機能の充実

- 市政やまちづくりに関する情報を発信するため、情報発信モニターや各種パンフレット等の設置コーナーを設けます。
- 市民や各種団体が情報を発信できる展示スペース等を設置します。
- 観光客など本市を訪れた方に対して、観光情報等を積極的に発信できる機能の充実を図ります。
- 観光情報や市政情報、有事の際の緊急情報の取得など、市民をはじめ観光客等すべての来庁者の利便性向上のために、庁内で利用できる無料 Wi-Fi を設置します。



(5) 市民の協働・コミュニティ活動などの利活用スペースの確保

- 市民の協働・コミュニティ活動や、中高生の学習などに利活用できる、気軽に集える空間を設置します。
- 建物外部も含め、市民がくつろげ活用できる空間の演出を検討します。
- 市民活動を支援するため、開放可能な配置（セキュリティ対策を含む）とするとともに、コンサートや講演会等のイベントにも活用できる空間の導入を検討します（避難市民の一時待機場所への活用も想定）。



(6) 市民が気軽に立ち寄れる施設機能の充実と空間の確保

- 子ども連れの利用者に配慮し、子ども達が安全に遊ぶことができるキッズスペースを導入します。
- 市民が気軽に利用できる ATM コーナーや金融機関窓口、食堂（カフェ）、売店等の利便機能を導入します。



(7) 利便性に配慮した駐車場・駐輪場等の確保

- 利用者の使いやすさに配慮し、庁舎にアクセスしやすい配置するとともに、来庁者用駐車場と公用車用駐車場の分離を基本とします。
- 歩行者と車両動線を明確に分離した上で、車両動線は歩行者の通行に影響のない動線とします。
- バスやタクシーの利用者に配慮し、路線バス等の乗り入れやタクシー乗り場の設置を検討します。
また、乗降場をエントランス付近に設置するなど、利用者に配慮した配置計画とします。
- 緊急車両のアクセス動線や駐車スペース、災害時の避難通路の確保にも配慮します。

基本方針2 誰にでもやさしいユニバーサルデザインの庁舎

高齢者や障がい者、小さな子供を連れた親子、外国人など、様々な人が利用することを視野に入れ、誰にでもわかりやすく、使いやすい施設としてユニバーサルデザインを導入するなど、利用者の視点に立ったやさしい庁舎を目指します。

(1) 高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化

- エレベーターやスロープ等の設置による段差解消、点字ブロックの設置、音響案内の導入など、障がい者等に配慮したバリアフリー化を図ります。
- 必要に応じて、エスカレーターの導入についても検討します。



(2) 誰にでもやさしいユニバーサルデザインの導入

- 高齢者や障がい者、子ども、外国人などすべての人に配慮した、安全でわかりやすい動線・配置・サイン計画とします。
- 車いす利用者、オストメイト、オムツ換えなどに対応できる多目的トイレや授乳室の設置など、誰もが安心して利用できる施設計画とします。



基本方針3 市民の安全・安心を支える防災機能が充実した庁舎

耐震性を確保し、安心して利用できる建物とするとともに、災害発生時には、災害対策活動の中核として、市民の生活を守り、迅速な支援や復旧活動等を行うことができる様々な機能を備えた、安全・安心な庁舎を目指します。

(1) 高い耐震性能の検討

- 市民が安全・安心に利用できるよう耐震構造を基本とし、庁舎の防災機能に応じて免震構造・制振構造の採用についても検討を行い、高い耐震性の確保を図ります。



(2) 災害対策本部機能の充実

- 災害対策本部室は、市長室や関係課と近接した配置とするとともに、情報通信設備機器、専用の電話回線、大型モニター等の設備機器を設置します。
- 災害対策本部室は、災害時に状況が目視し易いよう、海や市街地が見える配置とするなど、立地を生かした配置を検討します。
- 平常時は、会議室等に利用するなど、災害対策本部の有効利用について検討します。
- 災害時の利用を想定し、ヘリポートの整備についても検討します。



(3) 庁舎のライフラインの維持

- ・災害時において、職員等が災害対応を確実に実施するため、非常用電源設備や耐震貯水槽、雨水利用などを導入します。

(4) 災害時にも業務が継続できる機能の確保

- ・業務継続性に配慮し、電力引込の2系統化や通信回線の多重化、電子ファイル等のバックアップ体制の強化を図ります。
- ・災害時に、市庁舎と国・県等の関連機関や学校等の重要な公共機関との通信手段が確保できるような設備等の導入を検討します。
- ・大きな災害に見舞われた際、庁舎の継続使用と早急な災害対応実施が可能な構造の採用について検討します。



基本方針4 環境にやさしくランニングコストを考慮した庁舎

省エネ、創エネ（太陽光発電等）、自然エネルギー（自然採光、自然通風等）、省資源等について、可能な限り取り入れるとともに、維持管理がしやすい構造や材料の導入などにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を目指します。

(1) 省エネ・創エネなどによるグリーン庁舎の推進

- ・自然採光や自然換気等の、自然環境を利用した手法を最大限に活用するとともに、高効率空調、高効率照明等の手法についても積極的に導入し、省エネルギー化を図ります。
- ・太陽光や地熱、地下水等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境負荷の低減、省エネルギー化を図ります。
- ・新庁舎は、環境・省エネ関連の各種認証制度による評価の取得をめざします。



(2) 環境負荷の低い建築材料等の使用

- ・環境対策の観点（調達～製造段階のCO₂等排出量、森林資源の循環サイクル等）から、地域木材を活用し、環境にやさしい庁舎の実現を目指します。
- ・木材のメリット（調湿作用、断熱性、紫外線や音の吸収作用等）を踏まえ、内装等の木質化が可能な部分については木材利用を検討します。
- ・耐久性に優れた建築材料や再生材などの採用により、建物使用年数が長く環境にやさしい、低コストの庁舎を目指します。



(3) 建設・運営管理・解体に至るまでのコスト低減への配慮

- ・建設後、建物の骨格を変えずに内装や間取りのみを改修・修繕できる工法（スケルトン・インフィル）の検討により、社会情勢の変化や制度・組織の改変等に柔軟に対応できる庁舎を目指し、改修費用のコストの抑制を図ります。
- ・メンテナンスが容易で、設備更新がしやすい設備機器の設置など、建設・運営管理・解体に至るまでのコストの低減に配慮します。



基本方針5 機能的で効率的な行政機能を実現する庁舎

適正な執務空間の確保や、今後の行政需要の多様化や社会情勢の変化、進化する情報通信技術等、様々な変化に対応可能な設備や空間を導入し、機能的で効率的な柔軟性の高い行政機能を兼ね備えた庁舎を目指します。

(1) 執務室のオープンフロア方式とフレキシブルな執務空間の導入

- ・組織改変に柔軟に対応可能なオープンフロア方式を基本とし、フレキシブルな執務空間とします。
- ・部署間連携や情報共有に配慮した、効率的な配置とします。
- ・建築土木など積算設計の部署等については、適正管理が可能な配置とします。



(2) 進化するICT（情報通信技術）機能への対応

- ・情報通信機器の導入に柔軟に対応できるOAフロア（フリーアクセスフロア）を基本とします。
- ・最新の電子申請システムやWeb会議システム、文書管理システムの導入、適切なサーバー整備など、ICT利活用による業務効率の向上を図ります。
- ・ICTの導入においては、セキュリティ強化や維持管理運営費の縮減を目指します。
- ・将来の急激なICTの高度化にも対応できる、システム構成を考慮します。

(3) 多様な用途に対応した会議・打合せスペースを確保

- ・大中小様々な規模の会議室を設置するとともに、可動間仕切り等で多様な規模や用途への対応可能な会議室とします。
- ・簡単な打合せや面談等が手軽に行うことのできる打合せスペースを、各部署に確保します。



(4) 議会の施設機能充実

- 議場や委員会室、関連諸室（正副議長室、会派室等）は同一フロアに集約し、議決機関としての機能が十分に発揮できるような施設機能とします。
- 議場は、誰もが見やすく・聞きやすく・訪れやすい開かれた傍聴席とし、子ども連れや体の不自由な方の利用にも配慮します。
- 議場等におけるモニター中継やインターネット配信などの情報発信環境の充実を図ります。
- 議場の多目的な活用や、将来的な定数変更に容易に対応できるよう配慮します。



(5) 書庫、倉庫機能の適切な配置

- 業務内容を考慮した上でペーパーストックレスを導入し、適切な書庫の配置と、効率的な備品等の収納スペースを確保します。

(6) 福利厚生機能の充実

- 職員が健康を維持し、職務を円滑に進めるために必要な機能（休養室、医務室、リフレッシュルーム等）の導入を検討します。
- 職員の職場環境の向上と、個別ロッカーや更衣室、災害時に仮眠も取れる男女別の休憩室の充実を検討します。

(7) 執務室のセキュリティ対策

- 市民利用空間と執務空間を分離し、個人情報保護と業務セキュリティ確保を図ります。
- 職員証(ICカード)の活用による、セキュリティ認証システム等の導入を検討します。

第5章 新庁舎建設に当たっての配慮事項

本有識者会議では、第2章で基本理念・基本方針を整理しましたが、それに関する配慮事項を次のように提言します。

(1) 新庁舎の規模

新庁舎建設に当たっては、将来的な人口減少・少子高齢社会の到来や、ICT技術の進化、行政改革の進捗などの視点から十分な検討を行い、市民サービスの向上と行政機能の強化を果たす上で必要となる職員数、床面積、敷地面積等を検討し、適正な規模となるよう努めてください。

(2) 事業費・事業手法等

新庁舎の建設事業費については、市の財政状況や将来的な市民負担を十分に考慮して、適正な額となるよう努めてください。また、基本設計等に向けた事業手法等の選定においては、設計・施工分離発注方式や設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）などの事業手法に加え、事業規模が大きく、複雑な事業プロセスを踏まえ、コンストラクションマネジメント方式の導入も視野に入れた、最適な事業手法を採用するよう努めてください。

なお、発注に当たっては制度的に可能な限り、地元企業等の参入について配慮願います。

第6章 気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議委員名簿

※敬称略，五十音順

No.	所属等	役職	氏名
1	気仙沼市自治会長連絡協議会	会長	遠藤 光夫
2	本吉夢プロジェクト委員会	副委員長	小野寺 克浩
3	気仙沼市自主防災組織連絡協議会	幹事	小野寺 有一
4	気仙沼市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会	委員	春日 京子
5	唐桑町まちづくり協議会	幹事	加藤 拓馬
6	気仙沼商工会議所	会頭	菅原 昭彦
◎7	東北大学災害科学国際研究所	教授	丸谷 浩明
○8	宮城県議会事務局	事務局長	峯浦 康宏
9	早稲田大学理工学術院	教授	矢口 哲也
10	東北芸術工科大学基盤教育研究センター	教授	吉田 朗

◎ 委員長

○ 副委員長